横浜市医療的ケア児等保育受入環境整備補助金募集要項

１　本事業の目的

医療的ケア児等（医療的ケア児及び重症心身障害児）の受入れを進める横浜市内の保育所等に対し、施設の改修等環境の整備にかかる費用を補助することで、医療的ケア児等の受入れ推進を図ることを目的とします。

２　補助対象者

横浜市内で下記を運営する者とします。

（１）認可保育所
（２）認定こども園
（３）小規模保育事業

３　補助要件

下記のいずれかを満たしていることを要件とします。

（１）医療的ケア児サポート保育園の認定を申請年度に新たに受けた保育所等が、対応できる医療的ケア児等が限定されない汎用的な受入環境整備の補助を申請する場合
（２）補助金の交付を申請する会計年度又は翌会計年度に、利用を希望する医療的ケア児等がいる保育所等が、当該児童に対応するための受入環境整備及び備品購入の補助を申請する場合（原則として、当該児童の受入初年度に限る）

４　補助対象経費

公的助成金※1や公的融資を受けた経費、人件費等運営費で賄うべき経費及び交付決定前に工事契約や物品発注を行った場合の当該経費は、補助対象外です。

（１）内装改修費
　具体例：他室の間仕切り変更、医療的ケア実施スペースの整備、障害者用トイレ及びシャワールームの整備、エレベーター・おむつ台の設置
（２）外構改修費※2
　具体例：出入口のバリアフリー化（緩勾配の傾斜路、手すりの設置）
（３）備品購入費　**※利用を希望する医療的ケア児等（令和７年４月１日以降に入所した児童又は入所する予定の児童）がいる保育所等のみ**
　具体例：洗浄用器具、保管容器、流動食用の専用ミキサー
（４）その他、こども青少年局長が必要と認める費用

※１　類似した横浜市の助成として、保育・教育に係る向上支援費における医療的ケア対応加算（医療的ケア対象児童に対する災害対策備品費、医療的ケア対象児童に対する備品費、医療的ケア対象児童に対する ICT 機器導入費）が存在します。上記加算で助成を受ける経費と重複して申請することはできませんので、ご注意ください。

※２　医療的ケア児等の受け入れに伴い利用児童を現状より多く受け入れる場合や屋外遊技場の一部を使用してスロープを設置する場合等、屋外遊技場の面積が不足してしまう場合には、屋外遊技場の面積基準が緩和される可能性がありますので、ご相談ください。

５　補助金額

補助金の対象となる経費	補助金額
内装改修	費用全額
外構改修	費用全額
物品購入（その他適当と認められるもの）	費用全額

※合計補助金額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、**総額 2,500,000 円を上限**とします。

６　申請方法

（１）申請書類受付期間

令和７年５月 15 日（木）　～　令和８年１月 30 日（金）まで

【予算が上限に達した際は、受付期間内であっても受付を終了する場合があります。】

（２）申請書類

□　横浜市医療的ケア児等保育受入環境整備補助金交付申請書（第１号様式）

【添付資料】

□　事業計画書
（保育所・小規模保育事業用：第２号様式－１、認定こども園用：第２号様式－２）

□　収支予算書（別紙１）

□　内装工事及び備品購入の見積書（写し）※内装工事は、工事予定スケジュールを添付

□　案内図、配置図・平面図（現況及び整備後）※屋外遊技場を含む
※配置図・平面図（整備後）は施設内面積変更が伴う場合のみ

□　各室面積表（別紙２）

□　役員等氏名一覧表（別紙３）

□　その他市長が必要と認める書類

様式のデータは、こども青少年局［認可保育所等の整備］のページに掲載しています。
［令和７年度横浜市医療的ケア児等保育受入環境整備補助金について］
https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/
二次元バーコードはこちら　▷

（３）提出方法

郵送又はメールで提出してください。（５ページ「11　提出先」をご確認ください。）

（４）その他

・ご提出いただいた書類の返却はいたしません。
・書類の作成及び提出等にかかる費用は申請者の負担とします。
・提出された書類について情報公開請求があった場合は、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
・「工事契約」や「物品発注」の手続きは、補助金交付決定通知後に行うことが条件です。
・業者選定については、「８ 補助金決定後の執行について」を参照してください。
・令和８年３月 31 日（火）までに事業が完了しない場合は、補助金交付の対象とはなりません。

≪手続きの流れ≫

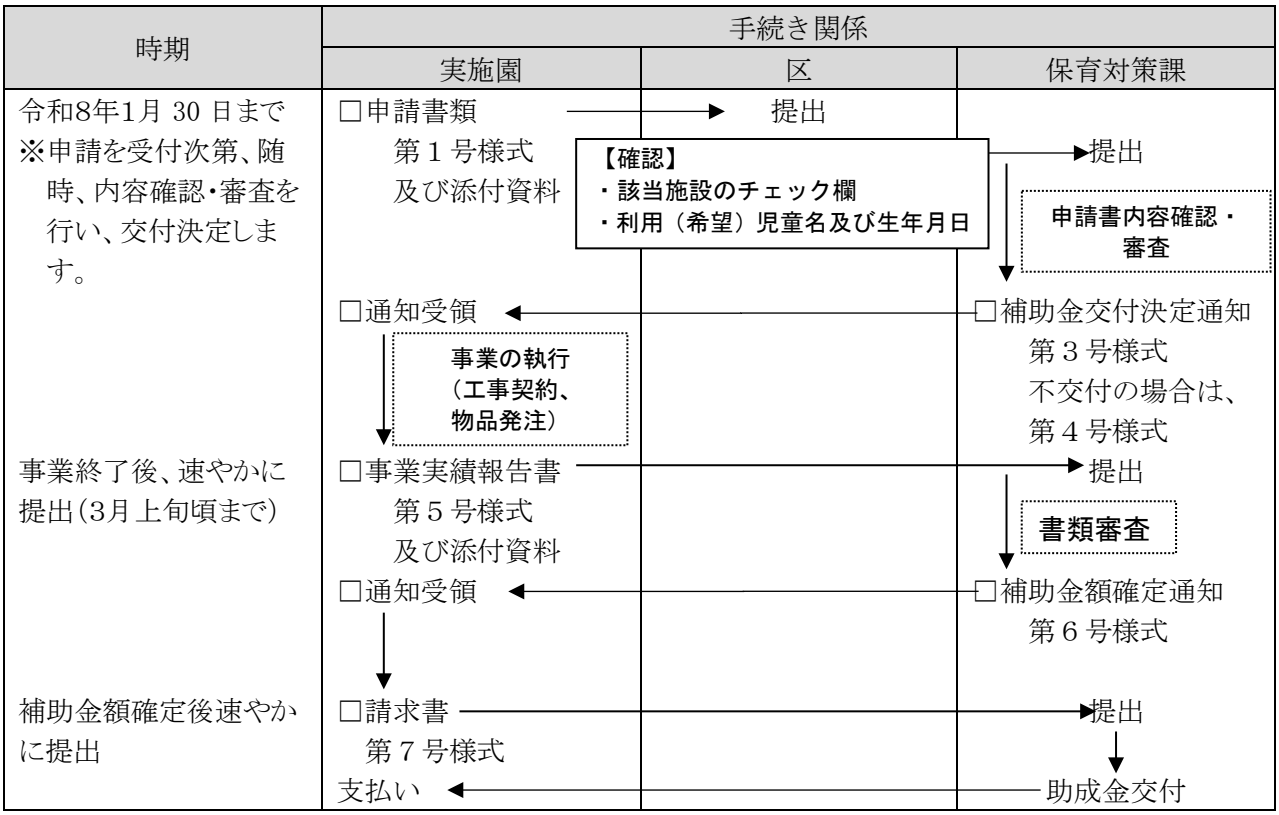

7　審査

（１）ご提出いただいた書類をもとに審査を行います。審査にあたり、追加で資料をご提出いただく場合や施設の調査を行う場合があります。

（２）審査結果は「横浜市医療的ケア児等保育受入環境整備補助金交付決定通知書（第３号様式)」もしくは「横浜市医療的ケア児等保育受入環境整備補助金不交付決定通知書（第４号様式)」により通知します。

8　補助金決定後の執行について

当補助金の交付決定後の執行には、「横浜市医療的ケア児等保育受入環境整備補助金交付要綱」のほか、「横浜市補助金等の交付に関する規則」（改正 平成 22 年３月 15 日)、**「民間児童福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱」**(以下、「指導要綱」という。)（改正 令和５年４月１日こ監第 298 号）及び**「契約の手引き」**（令和３年２月こども青少年局監査課）を遵守し、適正に行っていただく必要があります。適正な執行でない場合、補助金交付決定を取り消すことがあります。

※参考　原則として一般競争入札ですが、予定価格に応じて、次の方法によって手続きを行うこともできます。

	予定価格(※1)	入札参加資格・指名数	参考(予定価格による格付等級)
工事	1,000 万円(※2)以下 250 万円超	市内事業者(※3)3者以上による見積合せ	2,500 万円未満の工事について ・建築・土木工事の格付等級は「C」ランク ・設備工事の格付等級は「B」ランク
工事	250 万円以下 100 万円以上	市内事業者(※3)2者以上による見積合せ	
物品	160 万円以下 100 万円以上		

※１　消費税及び地方消費税相当額を含む価格　　※２　上限額の詳細は「契約の手引き」をご確認ください。

※３　一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者、登記簿上の本店所在地を横浜市内に有する者及び個人事業者にあっては、主たる営業の拠点を横浜市内に有する者を指します。

【注意事項】
（１） １件の代金が 100 万円以上のものについては、市内事業者との契約に限ります。
（２） １件の代金が 100 万円以上のものについては、市内事業者２者以上による見積合わせを行います。
（３） 工事額が 1,000 万円を超えるものについては、設計審査（審査期間に１か月程度は必要です。）、完了検査が必要となり、契約締結も指名競争入札となります。
（４） 見積合わせが必要な場合は、契約前に理事会等において契約締結方法、随意契約（入札）の理由、見積（入札）業者名、見積徴収（入札）業者選定理由等を決定していただく必要があります。

※「指導要綱」、「契約の手引き」等は、こども青少年局監査課のホームページをご参照ください。
https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/ninka/sisetsuseibi.html
二次元バーコードはこちら ▷

９ 事業実績報告

補助対象事業完了（工事の施工や物品購入等）後、速やかに事業実績報告書を提出してください。

＜提出書類＞
□ 横浜市医療的ケア児等保育受入環境整備補助金事業実績報告書（第５号様式）

【添付資料】
□ 事業収支決算書（別紙１）
□ 見積合わせを行った見積書 ※申請時に１件の代金が 100 万円以上のもの
※ 市内事業者２者以上の見積書を提出してください。
※ 見積書の「年月日」は補助金交付決定通知書の日付より後となります。
※ 見積合わせの結果、価格の低い方と契約を行ってください。
□ 工事（内装・外構）の契約書、備品購入の（注文）請書等（写し）
※ 請求書は請書ではありません。
※ 契約書等の「年月日」は、補助金交付決定通知書の日付より後となります。
□ 備品の納品書（写し）
※ 納品日が令和８年３月 31 日以前のものが補助対象です。
□ 工事（内装・外構）、備品購入の領収書（写し）
□ 配置図・平面図（現況及び整備後）※屋外遊技場を含む
□ 各室面積表（別紙２）
□ 役員等氏名一覧表（別紙３）
□ 工事（内装・外構）前後の写真、備品購入リストと備品の写真
□ その他市長が必要と認める書類

10 認可内容の変更について

児童福祉法に基づく認可及び子ども・子育て支援法に基づく確認の内容を変更しようとする場合、定められた期限までに申請又は届出が必要です。

【お問い合わせ】※担当は区ごとに分かれていますので、園名・所在地をお伝えください。
こども青少年局こども施設整備課
TEL 045-671-4146 / MAIL kd-ninkahenko@city.yokohama.lg.jp

11　提出先

申請書類・事業実績書類は、郵送又はメールにてご提出ください。

郵送先　〒231-0005 神奈川県横浜市中区本町６丁目 50-10　13 階
こども青少年局 保育対策課　医療的ケア児等保育受入環境整備補助金担当　行

MAIL　kd-kizonhojo@city.yokohama.lg.jp
※メールの件名は、「【○○保育園】医療的ケア児等保育受入環境整備補助金　申請書（又は実績報告書)」としてください。

12　お問合せ先

こども青少年局保育対策課　小関、星
TEL　045-671-4469　/　MAIL　kd-kizonhojo@city.yokohama.lg.jp